明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**三）　一

〔告　示〕

○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（**文部科学**一二）　二
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件（**同**一三）　三
○記念物を登録記念物に登録する件（**同**一四）　三
○天然記念物及び名勝の指定地域を一部解除し、地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**一五）　三
○名勝及び史跡に地域を追加して指定する件（**同**一六）　三
○名勝に地域を追加して指定する件（**同**一七）　四
○史跡に地域を追加して指定する件（**同**一八）　四
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**一九）　四
○特別史跡に地域を追加して指定する件（**同**二〇）　四
○天然記念物に指定する件（**同**二一）　四
○名勝に指定する件（**同**二二）　四
○史跡に指定する件（**同**二三）　四
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**同**二四）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
　国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、公文書等の管理に関する独立行政法人住宅金融支援機構、日本放送協会落札、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
　教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除去命令関係　四
会社その他　四
会社決算公告　四

省令

○経済産業省令第三号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月十三日

経済産業大臣　世耕　弘成